

# 壁面緑化助成

区内に建築物を所有又は借りている者のうち、壁面緑化を行う者。ただし次に該当する場合は除く。

## 対象者

- ①国、地方公共団体その他これに準ずる団体
- ②他の制度で壁面緑化等関連助成を受ける者
- ③申請年度において、既に本要綱の助成を受けている建築物の所有者等
- ④住宅販売など営利を目的とした事業者
- ⑤建築基準法、その他の法令、みどりの条例等に違反する者

## 対象経費

- ①建築物の壁面をつる植物等で緑化する植栽経費（植物、用土、プランター、植え付け費）
  - ②植物の枝葉やつるを誘引するためのワイヤー等を設置する経費（ワイヤー等の補助資材、設置費）
  - ③ユニット等を設置するフレームやユニット等を設置する経費
  - ④その他壁面緑化関係設備費（防水、給排水、電気設備等）
- ※消費税は除きます。  
※建築物本体の防水等の費用は対象となりません。

## 助成条件

- ①緑化工事部分が申請年度の3月末日までにしゅん工し、現場検査が可能であること
- ②新たに緑化を行うものであること（既にあるものの全面的な改修を含む）
- ③対象緑化面積が3㎡以上確保できること（みどりのベルトづくり推進地区では条件の緩和あり）
- ④壁面緑化を施す建築物が、建築基準法その他の法令等に適合するもので、構造的に壁面緑化が可能で、建築物安全強度が確認できること
- ⑤建築物の検査済証があること、又は取得見込みであること、強固な構造であること
- ⑥緑化部分の保守が安全にできるよう設計されていること
- ⑦助成対象部分が本要綱の助成を受けて5年以上経過していること
- ⑧プランター使用の場合は1基あたり50ℓ以上であること
- ⑨杉並区みどりの条例第17条に定める基準以上の緑化をしていること
- ⑩助成を受けた者は積極的に壁面のみどりの保護と育成に努めること

詳しくは  
お問い合わせ  
ください

## 助成対象となる壁面緑化

建築物の壁面に、補助資材（金属製のワイヤーなど）やプランター等を設置し、植物で覆ったもの

※補助資材等は耐久性のあるものとし、ナイロン製のネット等は対象としない

<使用植物> 多年生あるいは木本性の植物。ただし、冬に地上部が枯れる宿根草は対象外。

（ユニット型の場合、植物が枯れたら交換することを前提として一年草であっても可とする）

<対象面積> ○補助資材等を使用する場合 → 補助資材等の面積（㎡）

○補助資材等を一部使用あるいは使用しない場合

→壁面部分の緑地帯及びプランター（容量50ℓ以上）の延長につる植物の高さを乗じた面積（㎡）

→つる植物等の高さが1m未満の場合は1mとして算出する

事前申請です

※詳しくは図面やカタログ等をお持ちになり、窓口でご相談ください。

!!! 着工後の申請はできません!!!

**助成金額** 個人 12500円/㎡ (限度額は屋上緑化と合わせて100万円)  
法人 8000円/㎡ (限度額は屋上緑化と合わせて150万円)

※助成金の支出は申請年度の予算の範囲内です。予算を超えた場合は受付を終了します。  
※助成金の額は基準単価に対象面積を乗じた額と対象工事経費の実費額の1/2のいずれか少ない額を交付します。

## 申請の流れ

※緑化工事は助成金交付が決定してから着工してください。



※申請書受付後、現場確認を行う場合があります。

## 申請時に必要な書類

不足書類がある場合は受付できません

- ① 緑化等助成金交付申請書 **HP**  
※申請書は押印が必要
- ② 案内図
- ③ 現況カラー写真（緑化工事を行う部分を全て写したもの）
- ④ 緑化工事費の見積書及び内訳書
- ⑤ 緑化工事等の計画図（建築物の平面図・立面図・断面図、緑化部分の平面図・求積図・断面図等）
- ⑥ 建築物が構造的に壁面緑化が可能であることを証明する書類（構造計算書等）
- ⑦ 載せる資材の総重量が計算できる書類  
※⑥⑦は建築物上に植栽する場合のみ必要です
- ⑧ 建築物が建築基準法に適合していることを証明する書類（検査済証の写し）
- ⑨ 建築物の所有者を証明する書類（登記事項証明書又は固定資産税課税明細書の写し及び公図の写し）  
※登記事項証明書及び公図について、登記情報提供サービスは不可  
※新築の場合は建築物の工事契約書の写し及び公図の写し
- ⑩ 建築物所有者の承諾書（建築物が賃借の場合）
- ⑪ 同意書（建築物の所有者が複数の場合）
- ⑫ 委任状（代理人に手続きを委任する場合）
- ⑬ 壁面緑化資材等の製品カタログ

## 工事完了時に必要な書類

- ① 緑化等工事完了届
- ② しゅん工図面（2部）
- ③ 施工中及びしゅん工写真
- ④ 緑化工事費の領収書及び内訳書の写し
- ⑤ 新築の場合は登記事項証明書の写し

### 申請書のダウンロードは

杉並区公式ホームページをご覧ください

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/>

くらしのガイド → まちづくり

→ みどりの街に → 屋上・壁面緑化助成

壁面緑化は建築物に少なからず負担を与えます(荷重、風圧等)。特に補助資材を壁面に設置する場合は建物外壁がその負荷に耐えられるか否かを十分に検討してください。  
きちんと計画して、素敵な壁面緑化を。

### <お問い合わせ・お申し込み>

〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1 杉並区都市整備部みどり公園課みどりの事業係  
電話 03(3312)2111 FAX 03(5307)0697